

令和 5 年 度

業務番号 委託 第 90 号

下田公園外砂場塩素消毒業務委託

仕 様 書

おいらせ町 向山南 外 地内

おいらせ町

#### 1. 業務の適用

本業務は業務委託契約書、及び本仕様書に基づき実施するものとする。

#### 2. 履行期間

契約締結の翌日から令和 5年11月30日まで

#### 3. 業務場所

下記公園に設置してある砂場である。

- ① 下田公園（向山南 地内）※2箇所
- ② 三田児童公園（境田24-1）
- ③ 三本木児童公園（西下谷地47、48）
- ④ 鶉久保ふれあい広場（鶉久保24-1）
- ⑤ 木内々児童公園（中下田31-1 外）
- ⑥ いちよう公園（東下谷地 地内）
- ⑦ 東児童公園（苗平谷地26-2 外）
- ⑧ 洋光台南公園（洋光台二丁目4-1）
- ⑨ 明神山公園（松原一丁目73-774 外）
- ⑩ 一川目児童公園（一川目二丁目65-441）
- ⑪ 中央公園（上明堂61-1 外）

#### 4. 業務概要

本業務は、公園の砂場の衛生環境を保護し利用者の快適性の向上を図ることを目的とし、次のとおり消毒、清掃作業を行うものである。

対 象 施 設		作 業 内 容
① 下田公園	2箇所	▼ 各公園（7月、9月、11月の年3回） レーキ等により砂を掻き起こし、ゴミを除去した後、薬剤（塩素）を2.5 $\frac{g}{m^2}$ （希釈率0.75%）散布する。 ▼ 各公園（5月、年1回） 自走式砂場清掃機又は、それに類するもの等で砂場を掘削し以下の業務を行う。 ① ゴミ、石、危険物等の撤去 ② 砂の拡散 ③ 薬剤散布 ※下田公園の1箇所はレーキ等での清掃
② 三田児童公園	1箇所	
③ 三本木児童公園	1箇所	
④ 鶉久保ふれあい広場	1箇所	
⑤ 木内々児童公園	1箇所	
⑥ いちよう公園	1箇所	
⑦ 東児童公園	1箇所	
⑧ 洋光台南公園	1箇所	
⑨ 明神山公園	1箇所	
⑩ 一川目児童公園	1箇所	
⑪ 中央公園	1箇所	

#### 5. 使用材料の承諾

本業務にて使用する薬剤については事前に発注者協議のうえ承諾を受けるものとする。

なお、薬剤は人畜無害のうえ、皮膚や目に障害を及ぼすことなく、臭気のないもの、かつ回虫卵・糞便性大腸菌に殺菌効果が得られるものを使用するものとする。

## 6. 作業体制

- ① 受注者は、現場担当者を選任し業務工程表を作成したうえで、監督員等と協議を行い、業務を実施するものとし、現場担当者に変更があった場合は、監督員に報告を行うこととする。
- ② 現場担当者は、常に監督員と連絡をとれるよう体制を整えることとする。
- ③ 不可抗力等により業務の遂行が困難になった場合は、監督員に確認・協議のうえ業務を進めることとする。

## 7. 機密の保持

受注者は、業務上知り得た機密及び個人情報については、ほかに漏らしてはならない。

また、本記載事項については、委託業務終了後も適用する。

## 8. 法令の遵守

受注者は業務の実施にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

## 9. 業務の注意事項

- ① 本業務の実施にあたっては、来園者等が快適に利用できるよう安全に十分注意し、効率的かつ迅速に作業を行うものとし、事故が発生した場合は、事故報告書を監督員に提出するものとする。
- ② 業務により、施設等の損傷をした場合は、監督員に報告すると共に受託者の負担で現状に復旧するものとする。

## 10. 提出書類

No.	書 類	部数	備 考
1	業務着手届け	1	業務着手後速やかに
2	請負代金内訳書	1	業務着手後速やかに
3	現場担当者通知書	1	業務着手後速やかに
4	現場担当者経歴書	1	業務着手後速やかに
5	業務工程表	1	契約締結後14日以内
6	契約金支払表	1	契約締結後14日以内
7	作業報告書	1	作業月毎1回、翌月の14日まで
8	業務写真帳	1	作業月毎1回、翌月の14日まで
9	事故報告書	1	事故発生時
10	業務完了届	1	業務完了の日から5日以内
11	引渡書	1	業務完了の日から5日以内
12	打合簿	1	薬剤使用の承諾の際
13	その他、監督員が必要と認める書類		

## 11. 契約代金支払い

本業務の契約代金は消毒、清掃作業後に支払いを行う。

## 12. その他

特記仕様書で定めのない事項について疑義がある場合は協議し定めるものとする。